

三重県

土砂等の埋め立てを規制

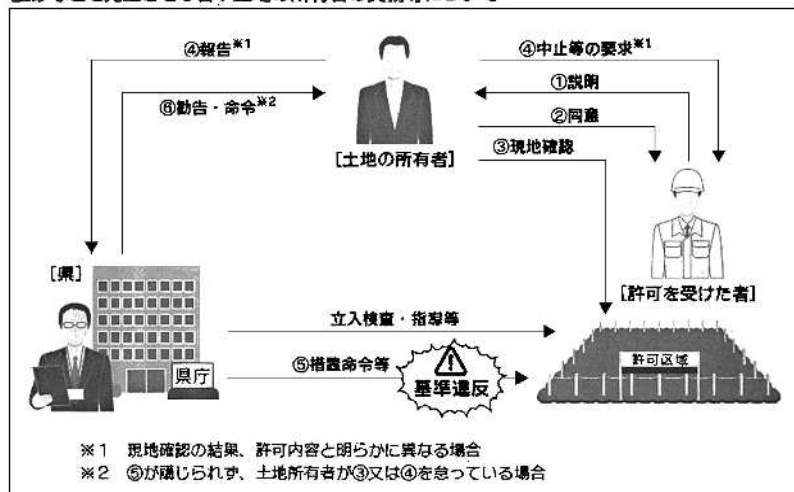
4月1日に条例を施行

三重県は4月1日、「三重県土砂等の埋め立て等の規制に関する条例」を施行した。県や埋め立てを行う者、排出者、埋める対象となる土砂等は、「土砂」改良土、再生土で、埋め立て等を行うに当たっては、3000平方メートル以上、3000平方メートル以上かつ高さ1メートルを超える（一定規模以上の）土砂等を埋め立てることを目的としている。

可が必要となる。申請から完了までの流れは、事業計画を周知するため、許可申請の30日前までに周辺地域の住民向けに説明会を実施後、図面や土地所有者の同意書、住民の意見書などを添付した申請書を提出。欠格要件に該当しないことや災害防止の措置を講じていることなどの許可基準を満たせば搬入が可能で、搬入開始前の報告や経過、完了時の水質調査や土壌調査をもって完了（廃止）となる。

砂等の埋め立て等▽その他規則で定める土砂等の埋め立て等▽な等。県は、建設工事の発注者または請負人、土地の所有者が責務・義務を怠った場合、必要な措置を行うよう催告や命令を実施する。また、「命令違反、無許可、搬入禁止命令違反、報告義務違反、届出義務違反などの罰則は、最大で2年以下の懲役または100万円以下の罰金などの刑罰が科せられることがある」とした。

土砂などを発生させる者や土地の所有者の責務等について



また、一定規模以上の埋め立て等を行う場合、県の許可が必要となる。申請から完了までの流れは、事業計画を周知するため、許可申請の30日前までに周辺地域の住民向けに説明会を実施後、図面や土地所有者の同意書、住民の意見書などを添付した申請書を提出。欠格要件に該当しないことや災害防止の措置を講じていることなどの許可基準を満たせば搬入が可能で、搬入開始前の報告や経過、完了時の水質調査や土壌調査をもって完了（廃止）となる。